

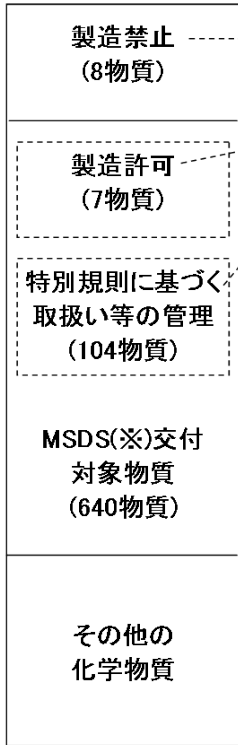
化学物質管理の現行規制

強

規制の程度

リスクアセスメント(※※)の実施を指導

譲渡提供時の容器へのラベル表示



→ 重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質（石綿等）

→ 重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

→ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による管理

○事業者が講じなければならない措置のポイント

発散抑制・・・設備の密閉化又は局所排気装置の設置を行い、国が定める稼働要件を満たさなければならない。

管理濃度・・・労働者が吸引する作業環境中の有害物質の濃度を基準以下にしなければならない。

作業環境測定・・・有害物質を取り扱う屋内作業場における当該物質の空気中における濃度を測定（国が定める測定基準・評価基準）し、結果に応じた設備改善等を行う。

保護具・・・呼吸用保護具、保護衣の備付け

健康診断・・・6か月以内毎の特別な健康診断と医師からの意見聴取

管理体制・・・作業主任者の選任（労働者の指揮、装置の点検、保護具着用の監視等）

※ MSDS(化学物質等安全データシート)

危険有害な化学物質を販売する際に、当該化学物質に関する情報を通知するために販売業者等から交付される文書。購入した事業者はMSDSを事業場内に掲示等する義務がある。

(MSDSの記載内容)名称、成分及びその含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、適用される法令など

※※ リスクアセスメント

化学物質を使用する際、①化学物質がどのような危険有害性を有しているかMSDS等により調べ、②その危険有害性により生ずる疾病等の危害のひどさ及び発生する可能性の度合いを見積もり、③疾病等の重篤度及び頻度を減らす措置を検討し、④危険有害性の低い物への代替、安全装置の二重化等、必要な措置を実施することが努力義務とされている。このような一連の流れをリスクアセスメントという。

事業場内表示の考え方(イメージ)

①原則

容器に譲渡提供時と同様のラベルを貼付

②容器にラベルを貼付することが困難である場合(注1)

容器に入っている化学物質の名称を労働者に伝える(注2)とともに、当該化学物質に係るGHSラベル情報を伝える等「GHSの代替手段」を参考とする(注3)。

(注1) 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例

反応中の化学物質が入っているもの、内容物が短時間に入れ替わるもの等表示と内容物の一致が困難なもの、小さい容器、多くの成分を含んでいるもの、ラベルの貼付により視認性や作業性に支障が生じる場合等

(注2) 名称の伝達について

容器に表示する名称は、略称、記号、番号でも差し支えない。また、名称に加えて絵表示等を追加してもよい。さらに、タンク、配管等への名称の表示に当たっては、タンク名、配管名等を周知した上で、当該タンク、配管等の内容物を示すフロー図、作業手順書、作業指示書等により労働者に伝えることを含む。

(注3) GHSラベル情報の伝達について

作業場にGHSラベル情報を掲示すること、作業場に一覧表の形で備え付けること等により行う。なお、MSDSを利用しても差し支えない。



各種容器への事業場内表示方法

	譲渡提供時の表示	事業場内での表示			
		原則	容器が小さい場合	タンク、配管等	一時的に使用する容器
名称	容器	容器	容器(注1)	容器(注2)	容器(注2)
成分	容器	容器	}	}	}
注意喚起語	容器	容器			
人体に及ぼす作用・安定性及び反応性	容器	容器	}	}	}
貯蔵又は取り扱い上の注意	容器	容器	}	}	}
標章	容器	容器	}	}	}
表示をする者の氏名・住所及び電話番号	容器	—	—	—	—

注1 略称、番号、記号でも差し支えない。

注2 容器名を周知した上で、作業指示書等により名称を伝えることでも差し支えない。

注3 MSDSを活用しても差し支えない。

事業場内において使用する容器への表示等に係る各国の規制状況

国名	法令等	所管官庁	事業場内表示	備考
アメリカ	危険有害性周知基準	米国労働省労働安全衛生局 (OSHA)	義務	危険化学品のアイデンティティ、危険警告文等を表示
イギリス	化学品の供給のための危険情報及び包装条令	イギリス安全衛生庁 (HSE)	義務	危険な物質等が露出されない場合や包装が除かれない場合を除く
フランス	労働法典	労働省(労働担当大臣) INRS:労働災害及び職業病予防のためのフランス国立安全研究所	義務	
オーストラリア (※1)	作業場の物質の表示に関する実施基準	・工業化学品(届出・審査)制度 NICNAS ・オーストラリア安全補償評議会 (ASCC) ・ <u>オーストラリア安全保障評議会 (Safe Work Australia)</u>	義務	500ml以上の危険有害物に限る
ドイツ	危険な物質からの保護のための規則	ドイツ労働社会省 (連邦労働保護労働医学局:BAuA)	規定なし	
韓国(※1)	産業安全保健法	韓国労働部	義務	
EU	CLP規則	欧州化学品庁 (ECHA)	規定なし	
日本	労働安全衛生法	厚生労働省	規定なし	一部の特別規則に表示義務
—	GHS国連勧告		義務	国連勧告上の措置
—	ILO170号条約		義務	

※1 オーストラリア及び韓国では、GHS勧告に対応した絵表示等に合わせる動きがある

各国法令等で規定されている事業場内において使用する容器への表示等に関する規定

	出典	章・条	条文	事業場内表示の言及
アメリカ	米国労働安全衛生局(OSHA)危険有害性周知基準(HCS)	(f)(5)	(6)(7)の場合を除き、事業者は、その作業場内にある危険有害性化学品の各容器には下記の情報がラベルで表示され、又は刻印されていることを保証するものとする。(以下略)	○
		(f)(6)	事業者は個々の据付けプロセス容器にラベルを貼る代わりに、標識、ブラカード、工程図、バッチ票、操作手順書又は他のこのような記載物を用いることができる。ただし、その代替法が、それが適用できる容器を特定し、かつ(5)によりラベルに記載するよう要求される情報を伝えるものである場合に限る。当該記載物は、作業区域内で各勤務時間中に労働者が容易にアクセスできるものとする。	
		(f)(7)	事業者は、表示された容器から危険有害性化学品が移し替えられ、その移替えを行う労働者による即時の使用のみを意図される運搬容器には、表示することは要求されない。本規則の目的のためには、患者への直接投与のために、健康管理提供者へ薬局により分配される医薬品は表示を免除される。	
		(f)(8)	事業者は、搬入された危険有害性化学品の容器に要求される情報が直ちに刻印されるのでない限り、当該容器に貼られている既存のラベルを取り除いたり、汚して読めなくしたりしないものとする。	
イギリス	1994年化学品(供給のための危険情報及び包装)条令	条令第9(6)	一の物質若しくは製剤が移し替えられる一の包装物の最外側包装の場合を除き、本条令に従うラベル表示は、供給のための危険な一の物質若しくは製剤が一の工場、倉庫又はその他の職場、及び、別の職場に通じるその付属地からの移動により供給される場合は、そのその他の職場でそれが、供給のための危険な物質若しくは製剤が露出される結果になるか、あるいは、本諸条令に従うラベル表示以外の目的のために、当該物質若しくは製剤を収納する何らかの入れ物がその外側の包装を除かれる結果になる、いかなる形態の操作、処理又は加工にも付されない場合は、要求されてはならないものとする。	○
フランス	労働法典	第L231-6条	他の法律や規則の規定に抵触しない限り、危険物質や危険調合物の販売者や流通業者及びこれらの物質を扱う施設の責任者は、これらの物質や調合物を含むすべての容器、袋又は封筒の上に、これらの物質や調合物の名称と起源そしてその使用に伴う危険を示したラベルが記入書を貼付しなければならない。	○
オーストラリア	職場における化学物質のラベルに関する実施基準	8 移し替えた製品のラベル表示	8.1 移し替え作業は、多くの業種で見受けられる。危険有害な化学物質を移し替える際のラベル表示に係る最低要件は、NOHSCに定められている。 8.2 移し替えられ、また、速やかに消費されないすべての危険有害な化学物質には、製品名とそのリスク、安全レベルをラベル表示しなければならない。 8.3 移し替えられた物質が、その場で速やかに消費される場合にあってはラベル表示の必要はない。 8.4 含有物がすべてなくなるまで、ラベルは、はっきりと表示されていなければならない。	○
ドイツ	「危険な物質からの保護のための規則-危険物質規則」(化学品法関係政令)	第5条	製造業者又は輸入業者として、第2条第1号、2号又は3号の意味における物質、調剤又は殺生物性製品を上市する者は、事前にそれらを第4a条又は4b条に基づいて分類しなければならない。その分類に従って包装し、表示しなければならない。(以下略)	×
		第6条	物質は、指令67/548/EECに基づいて、その第24条5項及び第25条2項の例外付きで、表示させなければならない。この指令の附属書Iに記載されていない物質は、第4a条3項に基づいて分類され、指令67/548/EECに従って表示されなければならない。(以下略)	
		第7条	調剤は指令1999/45/ECに基づいて、その第11条5項及び第12条3項の例外付きで表示されなければならない。(以下略)	

韓国	産業安全保健法	第41条	<p>1 事業主は化学物質または化学物質を含有した製剤(大統領令が定める製剤を除外する。以下同じ)を製造・輸入・運搬または貯蔵しようとする時には、あらかじめ次の各号の事項すべてを記載した資料(以下、「物質安全保健資料」という)を作成して取扱勤労者が容易に見ることができる場所に掲示または備置しなければならない。</p> <p>①化学物質の名称・成分および含有量 ②安全・保健上の取扱注意事項 ③人体および環境に及ぼす影響 ④その他労働部令が定める事項</p> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、事業主は物質安全保健資料を作成するにおいて営業秘密としての保護価値があると認定される化学物質または化学物質を含有した製剤を具体的に識別することができる情報を労働部令が定めるところによって記載しなくてもよい。ただし、勤労者に重大な健康障害をもたらす憂慮がある化学物質または化学物質を含有した製剤として労働部長官が定めるものはそのかぎりでない。</p> <p>3 事業主は第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う勤労者の安全・保健のためにこれを入れる容器及び包装に警告表示をして、勤労者に対する教育を実施する等、適切な措置をしなければならない。この場合、教育の実施時期、教育の内容および方法に必要な事項は労働部令で定める。</p> <p>4 第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を譲渡または提供する場合には、物質安全保健資料と一緒に譲渡または提供しなければならない。</p> <p>5 労働部長官は、第1項の規定による化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う勤労者の安全・保健を維持するために必要であると認定する時には、事業主に物質安全保健資料の提出を命じるか物質安全保健資料上の取扱注意事項等の変更を命じることができる。</p> <p>6 事業主は、化学物質または化学物質を含有した製剤を取扱う作業工程別に管理要領を掲示しなければならない。</p> <p>7 労働部長官は、勤労者の安全・保健の維持のために必要な場合には、物質安全保健資料と関連した資料を勤労者および事業主に提供することができる。</p> <p>8 勤労者を診療する医師、産業保健医、保健管理者(第16条第3項の規定による保健管理代行機関を包含する)または勤労者代表等は、勤労者の安全・保健を維持するために勤労者に重大な健康障害が発生する等、労働部令が定める場合、事業主に第2項の規定により物質安全保健資料に記載しない情報を提供することを要求することができる。この場合、事業主はこれに応じなければならない。</p> <p>9 物質安全保健資料の作成・提出・警告資料の内容・位置および方法その他必要な事項は労働部令で定める。この場合、物質安全保健資料の作成内容中、「有害化学物質管理法」と関連した事項に対しては環境部長官と協議して定める。</p>	○
EU	危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令(67/548/EEC) (危険物指令)	第23条	危険な物質は、その包装上に明瞭かつ消えることのないように以下の事項が表示されていない場合には上市できない。(以下略)	
	危険な調剤の分類、包装、表示に関する理事会指令(1999/45/EC) (調剤指令)	第10条	上市責任者の氏名・住所、危険記号、危険指示、R警句及びS警句等については危険な物質の表示の規定に準ずる他、以下に示すような調剤に特有な表示も必要である。(以下略)	×
	(GHS規則案)	(第4条)	(化学物質や混合物を市場に出す前に、供給者は当該化学物質又は混合物の危険有害性を同定し記述しなくてはならない。(以下略))	